

「富山荘看取りに関する指針」

- I. 目的
- II. 対象
- III. 基本姿勢
- IV. 実施内容
- V. 実施にあたって
- VI. 役割分担
- VII. 研修と職員教育

【富山荘看取りに関する指針】

① 目的

利用者様及びご家族様が希望される場合には、加齢に伴う機能低下や病気・外傷による回復不能など利用者様の容態が悪化された場合に痛みや苦痛の症状軽減に努め、穏やかで安らかな日々を過ごして頂く為の精神面でのケアを中心にした看取りを実施します。

② 対象

- (1) 看取りについて充分理解し看取りについて同意があった利用者様
- (2) 慢性疾患や加齢に伴う機能低下により心身が衰弱し、医学的に回復の見込がないと医師に診断される状態にある利用者様

③ 基本姿勢

利用者様の望む方向・意思を最大限に尊重すると共に、ご家族様の意向も尊重し、残された『いのち・暮らし・時間』がより安全・安楽・安心に過ごせるよう、専門的ケアを提供し、安らかな人生の終焉が迎えられるように総合的な援助をさせていただきます。

④ 実施内容

- (1) 利用者様並びにご家族様に対し当施設における看取りの目的を明確にし、必要が生じた場合は、意思確認をして同意を得ます。
- (2) 医師により医学的に回復の見込がないと診断された時点から終末期ケアを開始します。
- (3) 看取りの実施にあたっては、ケアに携わる全職員が統一した認識を持って計画を策定し、利用者様及びご家族様に対し、十分な説明を行い同意を得ます。また、必要に応じて適宜見直しや変更の際には、利用者様やご家族様に対し説明し同意を得ます。

⑤ 実施にあたって

(1) 施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎える為に、その方らしい人生を全うして頂けるような環境整備に努めます。ご家族様の面会や付き添い、宿泊が可能なように出来る範囲内で協力させていただきます。

(2) 施設内の連携体制

看取り実施にあたり、関わる全職員が情報を共有し協力体制で望みます。利用者様が安らかな状態を保つように状態把握に努め、随時カンファレンスを行いながら、必要なケアを提供します。

(3) ケアに関わる以下の記録を整備・保管します。

- ① 看取りケアについての同意書
- ② 看取りケア計画書
- ③ 経過観察と臨終期の記録
- ④ ケアカンファレンスの記録
- ⑤ 看取りケア終了のカンファレンス記録

⑥役割分担

- ①管理者
 - ・ 統括
- ②医師
 - ・ 看取りケアへの移行段階の判断
 - ・ ご家族様への説明
 - ・ 緊急時や夜間帯の対応と指示
 - ・ 協力病院との連絡調整
 - ・ カンファレンスの参加
 - ・ 死亡確認・死亡診断書等の作成
- ③看護師
 - ・ 医師/協力病院との連携強化
 - ・ ご家族様との密なる連携
 - ・ 身体的/精神的苦痛の緩和ケア
 - ・ 看取りケアの評価
 - ・ 急変時対応の統括/夜間オンコール体制
 - ・ カンファレンスの参加
 - ・ 死後（エンゼルケア）のリード
 - ・ ご家族へのグリーフケア
- ④生活相談員と介護支援専門員
 - ・ 看取りケア計画書の作成
 - ・ 継続的な家族支援
 - ・ 緊急時のマニュアル作成と周知
 - ・ カンファレンスの参加と記録
 - ・ 死後のケアとして家族支援と身辺整理
- ⑤その他職員
 - ・ きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
 - ・ 身体的/精神的な緩和ケア
 - ・ カンファレンスの参加
 - ・ 状態観察と経過観察記録や臨終期記録の記載

⑦看取りに関する研修と職員教育

よりよい看取りケアを実施する為に、死生観や看取りに関する研修等に参加できる機会を増やし看取りについての理解を深めることに努めます。職員に対し以下の内容について教育します。

- ①看取りの理念
- ②死生観
- ③看取り期に起こりうる変化と対応
- ④夜間及び緊急時の対応
- ⑤家族支援
- ⑥ 検討会

（附則） 看取りに関する指針改定 令和2年9月1日より施行する